

子ども・子育て会議(第 32 回)の開催について

日時: 11 月 7 日 (火) 10:00~12:00

於: 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

☆ 当日の傍聴概要について、ご参考までに紹介します。 ※以下敬称略

議事内容

- (1) 公定価格の仕組みについて
- (2) その他

配布資料

- 資料 1 子ども・子育て会議基準検討部会委員名簿
- 資料 2 公定価格の仕組みについて
- 資料 3 平成 29 年度地方分権に関する提案募集について
- 資料 4 財政制度等審議会資料(抜粋)
- 資料 5 平成 30 年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- 参考資料 委員提出資料

☆ 事務局より、委員の出欠確認、代理出席の紹介、資料の説明があったのち、委員全員から発言がなされました。

- 当連盟の塚本秀一委員から下記について述べられました。

(塚本委員) **現行の公定価格の仕組み**については、人件費・事業費・管理費など必要経費を積み上げて算定していることから、保育現場においては、予算の立案や保育士等の給与改善が実施しやすいものとなっています。ぜひ今後もこの仕組みを**維持継続**していただきますようお願い申し上げます。そのうえで、経営実態調査プレ調査の結果についての意見を申し上げます。この収支差率に財務省が着目して、施設運営費の補助を一部削減することを検討しているとのことですが、それにはいくつか誤解があります。まずデータ数です。当該調査はプレ調査としての位置づけであり、その有効回答率も 3 割を切っています。また※印にも記載があるように、収入の中には地方単独補助など、保育所等運営費以外の収入も含まれています。新制度施行により、その実施主体が市区町村になっていることから、地域間格差も広がっています。さらには、この収支差額の中には、施設の修繕や建て替えの際に必要な積立金なども含まれます。現在、今年度実施した経営実態調査の結果を集計中ということですが、平成 29 年度からは職員の給与改善にも取り組んでおり、28 年度のデータとは異なるデータになると思います。**単に収支差率のみで運営費や補助金を削減することは、保育現場の運営に大きくマイナスの影響があることから、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。****幼児教育無償化について**現場としましては、さらに**人材確保が困難になると懸念**しているので、この辺りの状況も含めて検討いただきたいと思います。

(参考) 4 p「平成 29 年 10 月 25 日財政制度等審議会資料(抜粋) 保育事業の収支状況」

(参照) 2017 年 10 月 24 日 日本経済新聞 朝刊「保育所 2 万人分整備 財務省、来年度にも補助金転用」記事

【各委員から出された意見の主な概要について】

- 労働者側の家事育児などのケアワークは無償であり、9 割以上は女性が担っている現状がある。男性の育休取得に関しては進んではいるが、出生時期が 54% と最も多く、取得期間についても 1~5 日 48% と多くなっている。待機児童が集中する時期と母親が育児をする時期が重なっておりワンオペ育児がますます加速していく。働く母親としては、保育所のみならず多様な保育サービスを利用しているケースがあるので、保育サービスの拡充にも期待している。幼児教育無償化について、認可外保育所は対象外と伺ったが、企業主導型保育事業は保育の受け皿対応となっているなかで、企業が主導になり、こ

の動きを社会問題として企業としても取り組む姿勢を出していくことで、労働者全体としても働く保護者側からみても心理的安心を与えることができるのではないかと。未だ未確定の部分はあろうかと思うが、格差が生じないよう働きかけていただきたい。

- 資料3の地方分権に関する提案募集に関して、自治体が実際にやってきたうえで必要なことが出てきているなかで素晴らしいと思うが、放課後児童支援員の「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化というのは、実際には放課後児童クラブの質の規制を外すということ、最低限の基準を緩めていく方向を意味している。小学校以降にも、切れ目ない連続した質の向上が重視されているなかで、実情はわかるが、このようなことには懸念を表明する。基準を外すことなく、時限的にするなど対象の自治体も区切るなどしていかなければと考える。幼児教育無償化についてだが、この子ども・子育て会議の理念は「すべての子どもに施設類型に関わらず同じような質の高い保育」というのが、共通に願っているところ。企業主導型保育所、認可外保育所の子どもたちについても一定の配慮があると良い。幼児教育を無償にするということは幼児教育を確かにやっているという保障があることが大事。現在、小規模保育や企業主導型は全員が有資格の保育士ではないので、そのまま進んでいいわけがなく、幼児教育を最低限規定する場合には、何を以て幼児教育と呼ぶのかということに関して、明確にしたいうえで議論いただきたい。
- 資料3で「認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化」とあるが、小規模保育等においても、支払が難しい問題を抱えている保護者の分を、事業者が負担をしているケースもある。多様な保育のニーズで言えば、在宅ワークの方に対する支援、一時預かりを含め、実態調査をして評価していただきたい。
- 経営実態調査について、各施設によって会計基準が異なるので、単純に数字を比較することは難しい。特に減価償却の仕方、ひとつ取っても違う。保育サービスのなかでも慎重にお願いしたい。財政審の資料で収支状況について、産業間での収益を比較するのは難しい。保護者の立場からは、保育士の処遇改善等加算が、適切に人件費に反映されているのか、チェックするのは重要。保育サービスが保護者や子どもたちのニーズに対応しているのか。医療や介護と違い、エビデンスが難しいが、アウトカムに対する評価も同時に必要かと思う。
- 幼児教育の無償化をした場合にはニーズが増えて、より待機児童が増えるのではないかと。まず、すべての子どもたちが施設に入れて、幼児教育をしていくことが順序ではないのか。32万人の保育の受け皿を拡充すれば待機児童は解消されるのか。野村総研の調査では2020年度時点で保育サービスを必要とする児童は377.8万人となっている。一方で2018年度の保育の受け皿は284万人である。この32万人がゴールのようだが、解消されるのか。調査は厚労省や内閣府で行っているのか。
- 公定価格の加算について、1号と2号3号で違いがあることを含め、公定価格の積み上げについては改めて、整理をして検討していくべきだと思う。
- 子ども子育て支援の0.3兆円は質の向上での費用であったかと思う。待機児童を解消することが優先で、基盤整備をしてきたことは高く評価するが、職場に戻りたいのに、子どもを預ける保育園がないというのは最低ラインを割っているかと思う。待機児童解消について特段の配慮をお願いしたい。また放課後児童クラブの不足がこの先、必ず見込まれる。この量の拡充についてもお願いしたい。
- 事例の紹介だが、とある中核市において、待機児童はあったが解消する見込みで、第3子以降、3歳まで保育料無償化、以降は所得に対して保育料を徴収することにしていたが、結果、待機児童が増えて状況が悪化してしまった。いま現実的に施設が足りていない状況で、幼児教育無償化が先行してしまうと、想定している以上に子どもを預けて働きたいという保護者が増えるのではないかと。また都道府県によって、認定こども園への移行に協力的でない自治体もあると聞く。本来の子ども・子育て支援新制度の主旨から反してはいないか。国の方から円滑に進めるようお願いしたい。
- キャリアアップ研修について、認定こども園のスキームを早急にお示しいただきたい。現場では2号3号のキャリアアップ研修を受講しなくてはならないという認識のもと、来年度の研修計画を策定している傾向がある。来年度中にすべての分野の研修を受講しなくてはならないと誤解も生じている。これらの取り組み方について、3府省合同で都道府県へ通知等でお示しいただきたい。
- 公定価格の検討について、データに基づき議論を行っていくことが重要。事務方で収入・支出の両面から分析していただき、基本単価、各種加算について、どのような課題があるのか提示していただきたい。そのうえで適正化していく対応が求められるのではないかと。幼児教育無償化については、子ども・子育て会議として意見を出せないのか。
- 公定価格については、人材確保のために人件費の抜本的改善が必要である。公務員の福祉職俸給表の給与額をもとに人件費は算定されている。保育士は1級29号俸、主任保育士は2級17号俸と積算され、25歳程度、30歳程度の賃金水準である。人材確保や定着化のため、設定等級を引き上げ、適正な人件費を確保する必要がある。
- **大日向会長代理**
2015年にスタートしました新制度が中間年となり、見直すべきものは見直すべきだが、新制度の基本理念は堅持すべきかと思えます。新制度の策定に関わった方々、さらには新システムの策定段階から関わった方々、見守ってこられた方々がたくさんおられます。その方々がどのような思いで新制度を作ったのか、わたくしは新制度の策定は1990年の1.57ショックから四半世紀かけて、すべての子どもの発達保障をしたいと願いを込めた日本の宝だと思っています。今日多くの方が示されたご懸念は私たちが四半世紀かけて作った、新制度の基本理念をいかに守るかという点に、昨今の動きに懸念を示されたと思ひ、同じ思いで伺っておりました。基本理念を守りながら、変えるべきところは変えることが必要かと思ひます。そういったスタンスでこれから進めさせていただければと思ひます。

【 事務局説明概要 】 ※意見の中での質問も含めて事務局より説明がなされました。

- 資料2の公定価格の仕組みについては、今後経営実態調査の結果が出た際に議論になろうかと思うが、基本的な事実関係に基づき混乱しないよう、整理した資料として用意したもの。
- 無償化と32万人の数字についてだが、32万人については「子育て安心プラン」に基づいて、女性就業率が80%になった場合の受け皿ということで、女性就業率と保育利用率の相関関係をマクロベースで出した数字である。加速化プランについて、40万人を見直し50万、平成29年4月1日現在では企業主導型も含め59.3万人となっている。今後「子育て安心プラン」に基づき、自治体で潜在的ニーズを含め需要を見て、応じていく。待機児童解消のために各自治体の保育提供区域ごとの計画通りの整備が必要である。引き続き、進捗状況を見ながら積み上げていく数字であり、最終的には32万人より変わっていく可能性もあると考えている。
- 認可外保育施設について、自治体によって認可移行への取組が異なることについては規制改革会議等でも市町村の取組みが異なるという指摘されている。基本的には市町村の見える化が大事で、そのような取組を進めていく。
- 幼児教育無償化について、多くの委員からご指摘、意見をいただいた。子ども・子育て支援のスキームを越えて、政府全体として、「人づくり革命」といったフレームのなかで、消費税財源の用途を含め、大きなフレームを変えていく。人生100年構想会議や年末までの政策パッケージを政府全体でまとめるフレームのなかで動いているものである。対象者をどうするのかといった制度設計については、今後も議論をしていく部分である。この子ども・子育て会議での本日の意見を含め、政府内で共有させていただき今後の具体的な制度設計に繋げていきたい。

○ 松山内閣府特命担当大臣(少子化対策)より、会議終盤に挨拶がなされました。

委員の皆様におかれまして、日頃より、子ども・子育て支援にご尽力いただいていること、本日も熱心なご意見を賜りましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。日本社会を根幹から揺るがしかねない、少子化からの危機を脱却することは「待ったなし」の状況でございます。現役世代の結婚・出産・子育てにおいて、これに関する不安を解消していくことが極めて重要でございます。我が国の社会保障制度を全世代型へ大きく転換をし、子育て世代、子どもたちへの未来の投資を確実にすることで、少子化を克服するための大胆な政策転換に踏み出してまいります。待機児童解消に向けては、今年度末までの5年間で目標を大きく上回る59万人の子どもたちの預かり先を整備しています。さらに「子育て安心プラン」に基づきまして、平成32年までの3年間で32万人の預かり先の整備を進めてまいります。質の確保にもしっかりと取り組んでまいります。また、企業主導型保育事業はすでに2万人分の受け皿を前倒しで確保できる見込みでございます。企業のみなさまの関心ニーズはかなり高い状況で、さらなる活用も含めて、取り組んでまいりたいと思っております。幼児教育・保育の無償化については、平成32年度までに広く国民が利用している3歳から5歳の幼稚園、保育園について、全面無償化をいたします。また0歳から2歳児につきましては、待機児童の解消を進めるとともに、所得の低い世帯については無償化をいたします。これらの「人づくり革命」につきまして、年内に2兆円規模の大胆な政策パッケージをとりまとめてまいります。実行するための、安定的な財源につきましては、消費税率引き上げによる増税分の活用、経済界の協力によって、確保したいと考えており、年末に向けて協議を進めているところであります。次回以降、平成29年度の幼稚園、保育所、認定こども園の経営実態調査の結果をお示しいたします。適切な公定価格の設定等に関しまして、みなさまのご意見を頂戴したいと考えているところでございます。今後も、子ども・子育て支援制度を着実にまた円滑に実施すべく委員のみなさまのご意見を賜りながら、全力を尽くしてまいります。引き続き、みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

☆ 次回日程は11月14日に「第34回子ども・子育て会議基準検討部会」が開催され、経営実態調査の結果が報告される予定です。

※下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

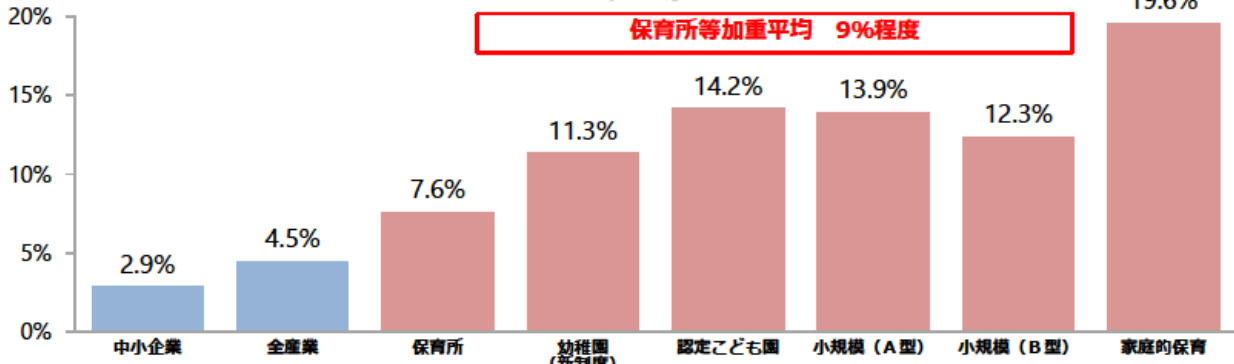
内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

保育事業の収支状況

【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費(=公費)として、各事業者に配分されている。
(「給付費」=「公定価格」-「利用者負担額」)
- 平成28年度調査(平成29年9月公表)によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は+9%程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3%を大幅に上回る状況。(平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定)
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。

平成27年度保育所等の収支状況



(出所) 平成29年9月8日子ども・子育て会議(第31回)資料「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、財務省「法人企業統計」
 ※1 保育所等の収支差率は、(収入-支出)÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。
 ※2 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。
 ※3 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は3.7%。
 中小企業は平成23~27年度(全産業は平成24~28年度)の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

84

保育三団体協議会

内閣府松山特命大臣と保育三団体との意見交換会について

《内閣府特命担当大臣への手交》

先般9月5日に「平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望」内容を中心に、松山政司内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)と保育三団体による意見交換がなされました。同三団体協議会では引き続き、保育制度施策の状況を検証、検討しながら、課題の整理と協議を行っていく予定です。

※組閣後も引き続き、内閣府特命担当大臣に就任されています。



左から 全国保育協議会・万田会長、松山国務大臣、日本保育協会・大谷理事長、全国私立保育園連盟・小林会長

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp